「電子納付」画面の印刷方法

請求書の情報を登記・供託オンライン申請システムに送信した後,登記・供託オンライン申請システムから、「お知らせ」として手数料の詳細が送信され、また、電子納付に必要な「電子納付情報」が送信されるので、それぞれ「お知らせ」画面及び「電子納付」画面から内容を確認し、手数料を電子納付します。

請求した証明書を法務局証明サービスセンター(以下「センター」という。)の窓口で受け取る場合でも、手数料は、センターの窓口で受け取る前に、あらかじめインターネットバンキング又はペイジー対応のATM等を利用して、電子納付をしてください。センターの窓口で印紙等により、納付することはできませんので御注意ください。

また,請求した証明書をセンターの窓口で受け取る場合には,「電子納付」画面を印刷し,あらか じめ設けてある記載欄に必要な事項を記載したものをセンターの窓口に提出していただく必要があ ります。

なお,請求エラーがあった場合には,その旨,登記・供託オンライン申請システムから「お知らせ」 として送信されますので,「お知らせ」画面から内容を確認してください。

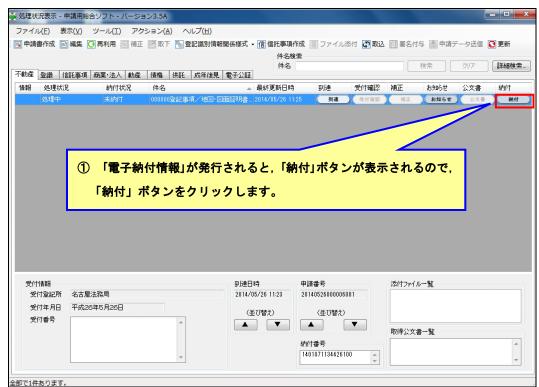
🍟 処理状況表示 - 申請用総合ソフト - バージョン3.5A _ D X ファイル(E) 表示(\underline{V}) ツール($\underline{\Gamma}$) アクション(\underline{A}) ヘルプ(\underline{H}) 📵 申請書作成 📔 編集 💽 再利用 🧰 補正 📑 取下 ၆ 登記識別情報関係様式 🕶 間 信託事項作成 🔟 ファイル添付 💽 取込 🔠 署名付与 🚵 申請データ送信 💽 更新 件名検索 不動産 | 登識 | 信託事項 | 商業・法人 | 動産 | 債権 | 供託 | 成年後見 | 電子公証 | 処理状況 納付状況 ▲ 最終更新日時 到達 受付確認 補正 お知らせ 公文書 お知らせ 到達 納付 ■ お知らせ - 申請用総合ソフト ファイル(E) アクション(A) ヘルプ(H) 件名 000000登記事項/地図・図面証明書交付請求書 木寸 お知らせ 発行日時 提出された認 郵送料 合計額 「お知らせ」が発行されると、「お知らせ」ボタ ンが表示されるので、「お知らせ」ボタンをク 添付ファイ リックして、手数料の詳細等を確認します。 表示 閉じる

<「お知らせ」の表示(手数料詳細)>

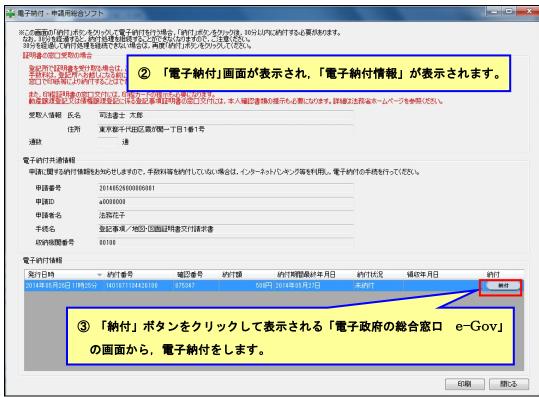
※ かんたん証明書請求の場合は、ヘルプの「電子納付情報表示」画面ヘルプを参照してください。



<「電子納付情報」の表示・電子納付>





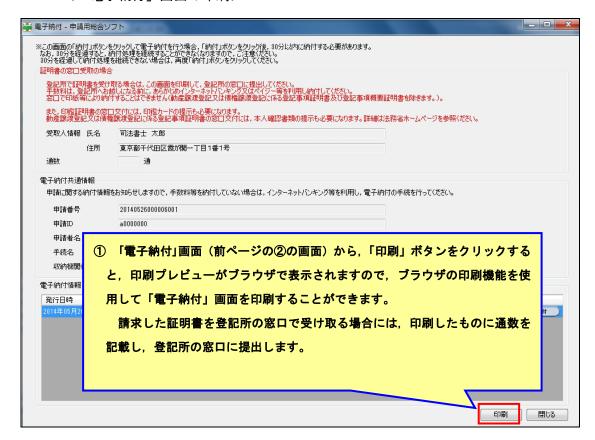




(e-Gov 電子納付情報Webサイト 電子政府の総合窓口 イーガブ)



<「電子納付」画面の印刷>



登記所で証明書を受け取る場合は、登記手数料は、登記所へお越しになる前に、窓口で印紙等により納付することはできまった。印鑑証明書の窓口交付には、印鑑取金額度登記に係る登動産譲渡登記とは債権譲渡登記に係る登	所の窓口に提出してくださ あらかじめインターネット ません(動産譲渡登記又に ホードの提示も必要になり 記事項証明書の窓口交付に	ない。 バンキング又はベイジー等を利用し納付してください。 は債権譲渡登記に係る登記事項証明書及び登記事項概要証明書を除きます。)。 ります。 には,本人確認書類の提示も必要になります。詳細は法務省ホームベージを参照ください。
	氐名	司法書士 太郎
受取人情報	住所	東京都千代田区霞が関一丁目 1番 1号
通 数		
電子納付共通情報申請に関する納付情報をお知らせしますので、手数料等を納付していない場合は、インターネットバンキング等を利用し、電子納付の手続を行ってください。申請番号20140526000008001申請10a0000000		
申請者名 手続名 ② 「電子納付」画面を印刷した帳票がプリンタから出力される		
ので、請求した証明書を登記所の窓口で受け取る場合には、受		
電子納付請報 取人の請求に係る通数を記載したものを登記所の窓口に提出		
	ページの注意	t <mark>事項参照)</mark>
納付期間最終年月日 納付状況		領収年月日
2014年05月27日	約付済み 2014年05月27日	

※ オンラインで請求した証明書を請求先の登記所の窓口で受け取る場合の注意事項

オンラインで請求した証明書を請求先のセンターの窓口で受け取る場合には、「電子納付」画面を印刷し、あらかじめ設けてある記載欄に、証明書の請求に係る通数(注1)を記載したものをセンターの窓口に提出していただく必要があります(注2)。

提出がない場合は、証明書をお渡しすることができませんので、御注意ください。

また,請求された証明書は,請求から1か月以内に受け取ってください。受け取らないまま1か月を経過すると,作成した証明書は,廃棄されます。

- (注1) 請求に係る通数は、請求により交付を受ける証明書の合計通数(窓口で受け取る証明書の合計通数です。請求がエラーとなったものがある場合には、これを除いた通数となります。)を記載してください。
- (注2) この画面を印刷したものに代えて、次の情報を記載した書面を提出しても差し支えありません。
 - i) 請求者である受取人の氏名・住所
 - ii) 請求に係る通数
 - iii) 申請番号

また、登記事項証明書等を請求先の登記所の窓口で受け取る場合であっても、手数料は、あらかじめインターネットバンキング又はペイジー対応のATM等を利用して、電子納付をしてください。<u>登記所</u>の窓口で印紙等により、納付することはできません。